

社会福祉法人正善寺福祉会
役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人正善寺福祉会(以下「当法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等が当法人の職務に従事した場合の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、定款第5条に基づき置かれる評議員、定款第6条に基づき置かれる評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用弁償とは、職務に従事した場合及び職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。
- (5) 職務とは、この規定の適用の対象となる、次の各号に掲げる活動をいう。
 - イ 役員が定款第23条に定める理事会及び定款第18号に定める監査の職務に従事すること。
 - ロ 評議員が定款第9条に定める評議員会に従事すること。
 - ハ 理事又は監事が理事長の命を受けて会議及び連絡調整等のために出張すること。
 - ニ 評議員が評議員長の命を受けて会議及び連絡調整等のために出張すること。
 - ホ 役員及び評議員が、その他研修会等の費用弁償することを承認して行う事業等に参加すること。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、役員及び評議員等に職務執行の対価としての報酬は無報酬とする。

2 役員及び評議員等には、定款第8条で定める金額の範囲内で、費用弁償を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 当法人の役員及び評議員の報酬等総額は、年間5万円以内とする。

2 費用弁償の額は、理事会において定める。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員等の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日から施行する。(平成29年6月23日定期評議員会にて承認)